

よて、大阪府におかれは、

(1) ①~⑤のとおり 動物管理指導所の施設等の
環境改善を速やかに行なう。

① 収容施設は動物の種類、大きさ、状態を区
分した？舎であること

② 自然光、外気とゆわれ、睡眠、食事、排泄に配慮
したものであること。

③ 殺処分は、所長在席のもと獣医師により麻酔薬投与
による安楽死であること。

④ 死体焼却の民間業者委託は行なわれないこと。

⑤ 全ての施設と業務が市民に開示されること。

(2) 『たふし下け』を即時中止され、速やかに廃止して下さい。

(3) 収容された動物については？ 力行的に行なうなど
を進めて下さい。

(4)